

「シルバーライフローン」の商品内容

(平成27年7月13日現在)

資金使途	<ul style="list-style-type: none">健康で文化的な生活を営むために必要な資金 (ただし、旧債務返済資金・事業性資金・投機的資金を除きます。)
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">金庫の営業区域に居住または勤務している方お申込時、年齢満60歳以上、完済時年齢満81歳未満の健康で返済資力のある方(株)オリエントコーポレーションの保証を得られる方当金庫所定の条件を満たされる方
融資金額	<ul style="list-style-type: none">10万円以上100万円以内(前年度年収の50%以内とします。)
融資単位	<ul style="list-style-type: none">10万円以上1万円単位です。
融資期間	<ul style="list-style-type: none">5年以内
融資金利	<ul style="list-style-type: none">金庫所定となります。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">毎月元利均等返済または元利均等隔月返済 (年間返済比率は30%以内とします。)
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">不要です。
担保	<ul style="list-style-type: none">不要です。
保証料	<ul style="list-style-type: none">金庫所定金利に含まれております。
手数料	<ul style="list-style-type: none">融資手数料として200円(消費税別)が必要です。
その他	<ul style="list-style-type: none">申込みご本人である事を証明する書類(運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード(顔写真付き)のいずれか)が必要です。所得を証明する書類が必要です。 給与所得者の方・・・所得証明書、年金裁定通知書・年金振込通知書・年金額改定通知書、または源泉徴収票の写し 個人事業者の方・・・納税証明書、年金裁定通知書・年金振込通知書・年金額改定通知書、または確定申告書の写し ただし、収入が年金収入のみで、当金庫にて年金受給中の場合、上記所得証明書等は不要とします。資金使途証明書は不要です。

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください</p>
---------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉